

平成21年5月12日

各位

横浜市港北区樽町三丁目7番60号

**株式会社 30ズ**

代表取締役社長 佐藤和己

(コード番号 7294 東証第一部)

問合せ先 執行役員財務部長 佐草 彰

TEL (045) 543-6802

## 役員退職慰労金制度の廃止および 株式報酬型ストックオプション制度の導入に関するお知らせ

当社は、平成21年5月12日開催の取締役会において、役員退職慰労金制度を廃止および取締役に対する株式報酬型ストックオプション制度の導入についての承認を求める議案を、平成21年6月16日開催予定の当社第64回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 役員退職慰労金制度の廃止

取締役および監査役に対する役員退職慰労金制度を、平成21年6月16日開催予定の当社第64回定時株主総会終結時をもって廃止いたします。同定時株主総会終結時までの在任期間に対応する退職慰労金につきましては、打ち切り支給することとし、当該各役員の退任時に支払いをいたします。

取締役及び監査役に対する退職金の打ち切り支給につきましては、同定時株主総会で可決承認されることを条件といたします。

#### 2. 取締役に対する株式報酬型ストックオプション制度の導入

役員退職慰労金制度の廃止にあわせ、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、取締役の当社業績向上への貢献意欲をより高め、会社業績に対する経営責任を明確化するとともに企業価値の増大を図ることを目的として、取締役に対して、年額4千万円の範囲内で、1株当たりの権利行使価格を1円とする株式報酬型ストックオプションを毎年付与することといたします。本ストックオプションの行使につきましては、株主価値連動型報酬としての性格を明確にするため、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日以内に行使できるものといたします。

取締役に対する本ストックオプションの付与につきましては、平成21年6月16日開催予定の当社第64回定時株主総会で可決されることを条件といたします。

※ 株式報酬型ストックオプションとして取締役に対して発行する新株予約権の概要は、**【別紙】**の通りであります。

(ご参考)

当社は、同定時株主総会終結の時以降、執行役員に対して、上記内容と同内容の新株予約権を発行する予定であります。

以上

## 【別紙】

### 株式報酬型ストックオプションとして取締役に対して発行する新株予約権の概要

本新株予約権は、公正価額を払込金額とする新株予約権の割当てを受けた取締役に対して払込金額と同額の報酬を付与し、当該報酬の請求債権と新株予約権の払込金額とを相殺することにより取得させるものとし、具体的内容は次の通りとします。

#### 1. 新株予約権の総数

各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内に割り当てる新株予約権の総数は、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」）における新株予約権1個あたりのブラック・ショールズ・モデルにより算出した公正価額に当該新株予約権の割当個数を乗じて得られる金額の合計額が4千万円以内となる範囲内の個数とします。

#### 2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個あたりの目的となる株式の数は100株とします。

なお、当社が株式分割又は株式併合等を行うことにより、目的となる株式の数を調整することが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとします。

#### 3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株あたりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とします。

#### 4. 新株予約権を行使することができる期間

各新株予約権割当日の翌日から30年以内とします。

（注）実際に行使できる期間は、下記6に記載のとおり、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間に限定されます。

#### 5. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとします。

#### 6. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、上記4の期間内において、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの期間に限り新株予約権を行使することができるものとするなど、新株予約権の行使に関する条件については、新株予約権の募集事項等を決議する取締役会において定めます。

以上